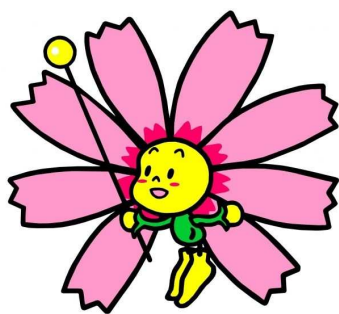




大 樹 町 教 育 大 綱



令和 6 年 5 月

教育大綱策定に係る基本的考え方

○教育大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」が平成 27 年 4 月から施行されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

本教育大綱は、同法に基づく総合教育会議の協議を踏まえ策定したものであり、この大綱に基づいて、学校教育・社会教育のさらなる充実に努めるとともに、今後の教育行政を取り巻く時代変化に対応した教育施策の展開を図ってまいります。

○総合計画との関係

第 6 期大樹町総合計画（令和 6 年度～令和 15 年度）では、町の将来像として「人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる 誰にでも居場所のあるまち大樹」を設定し、その実現に向けて、1「共に支え合い安心して暮らせるまち」、2「誰もが学び続けられるまち」、3「豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち」、4「美しい自然と共生する持続可能なまち」、5「地域共創やデジタル化が進むまち」という 5 つの基本目標を掲げ、各種施策や事業に取り組んでいます。教育施策におきましては、このうち主に基本目標 2 に関連し、まちづくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

このことから、教育大綱の構成は、第 6 期大樹町総合計画に掲げた町の将来像を実現するために設定した教育に関する個別目標、並びに大樹町教育目標の理念を踏まえ、住民一人一人が、多様な人々と連携・協働しながら、持続可能な地域社会の創り手となるべく、教育の充実と学びの環境整備を図り、誰もが学び続けるまちづくりを推進していきます。

○教育大綱の期間

第 6 期大樹町総合計画は、令和 6 年度から令和 15 年度と位置付けていますが、同計画の個別計画となる「第 7 期大樹町生涯学習中期推進計画」との整合性を図り、より円滑な教育行政を推進するため、教育大綱の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年とします。

なお、この期間内においても教育を取り巻く環境や情勢に大きな変化等が生じた場合など、大綱の見直しが必要と判断した場合には、その都度総合教育会議で協議を図ることとします。

大 樹 町 教 育 大 綱

(令和 6 年度～令和 1 0 年度)

【目標】

「誰もが学び続けられるまち」

人口減少・高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、人々の価値観やライフスタイルが大きく変わる中、従来の知識や経験だけでは正解を見出すことが難しい時代になってきました。こうした変化の激しい時代にあって、大樹町が持続的に発展していくためには、様々な人々と協働して新たな価値観や行動を生み出し、これまで経験したことがない課題を解決して、未来を拓き、より良い地域社会を築いていく人材が求められます。

このことを踏まえ、町では、「誰もが学び続けることができるまち」を基本理念に掲げ、教育委員会など関係機関が一体となり、町民すべてが安心して質の高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることができるまちづくり、より高い理想に向かって学び続け、郷土の未来を創る人づくりを進めていきます。

【基本方針】

○学校教育の充実

家庭・地域と連携し、一人一人の子どもが未来における様々な困難を乗り越え、豊かに人生を切り拓く「生きる力」を育むことができる教育を推進します。

- | |
|---|
| ①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④教育環境の充実
⑤就学支援の充実 ⑥大樹高等学校への支援 |
|---|

○社会教育の充実

地域と一体となり、住民一人一人の年代や生活スタイルに応じて、個人の生き方や考え方に広がり豊かさをもたらす社会教育を推進します。

- | |
|--|
| ①社会教育施設の充実 ②学習機会の充実 ③学習活動の支援 ④指導者、指導体制の充実
⑤地域全体で子どもを育てる体制づくり ⑥青少年健全育成 |
|--|

○スポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の機会拡充に努め、技術の向上と健康増進を推進します。

- | |
|---|
| ①スポーツ活動・プログラムの充実 ②クラブ・団体の育成 ③施設の充実・運営
④支える人材育成 |
|---|

○芸術・文化の推進

まちの伝統や文化財を保護し、確実に後世に伝えるとともに、住民一人一人が文化活動に触れることのできる環境づくりを推進します。

- | |
|---|
| ①文化財の調査・保存・活用 ②郷土芸能・伝統技術の保存・活用 ③芸術文化によるまちの魅力づくり ④芸術文化活動の推進 ⑤団体・指導者の育成 |
|---|